

岩手地方最低賃金審議会第 5 回専門部会議事要旨

岩手労働局

令和 8 年 8 月 25 日 13:25 ~ 16:32

○ 主な審議事項 公開・ 非公開 1 金額審議 2 その他	出席状況	公益	3 / 3
		労側	3 / 3
		使側	3 / 3
○ 審議要旨 1 金額審議 金額審議に入る前に事務局から、各局の審議結果について報告した。 労使双方から金額の提示がなされたが、金額に隔たりがあるため、複数回に渡り個別協議が行われた結果、59 円の引上げで歩み寄りが得られたとして全体会議が再開された。 労働者代表委員からは、本来は法定発効を基本と考えているが、来年度以降は法定発効に向けて具体的に取り組むことを条件として指定発効を認める、などの主張があった。 使用者代表委員からは、今回の最低賃金引上げ額は 59 円と使用者側にとって負担感の大きい水準であるが、発効日を昨年同様 12 月 1 日とすることで中小企業・小規模事業者から一定の理解が得られる、などの主張があった。 審議の結果、案 1、案 2 について採決が行われた。 案 1 「現行の岩手県最低賃金時間額 1,031 円を 59 円引き上げ 1,090 円（引上げ率 5.72%）とする。」 案 2 「岩手県最低賃金の発効日を令和 8 年 12 月 1 日の指定発効とする。」 【採決結果】 以上の案について採決を行ったところ、案 1 及び案 2 とも、賛成 8、反対 0 の全会一致で可決された。併せて、政府及び岩手県に対する要望を付帯事項として答申文に盛り込み、審議会会長に報告することとされた。 2 その他 なし。			